

「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の一部改正について（案）

平成 22 年 2 月 10 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
第三者割当増資の取扱いに関する指針 〔平成 22 年 4 月 1 日〕 〔日本証券業協会〕 1. 会員は、上場銘柄の発行会社が我が国において<u>第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号ㄱに規定する第三者割当をいう。）</u>の方法により株券の発行を行う場合には、次に定める内容に沿って行われるよう要請する。 (1) 払込金額は、株券の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額をいう。以下同じ。）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる。 (2) 会社法に基づき株主総会における特別決議を経て発行される場合は、(1)の限りではない。 2. 会員は、前 1. (1)のただし書きにより払込金額が決定されるときには、<u>発行会社に対し、株券の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を勘案しない理由及び払込金額を決定するための期間を採用した理由を適切に開示するよう要請する。</u> 付 則 この改正は、平成22年 4 月 1 日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）又は株主総会の特別決議が行われる第三者割当の方法による株券等の募集及び売出しから適用する。	第三者割当増資等の取扱いに関する指針 〔平成 18 年 5 月 1 日〕 〔日本証券業協会〕 会員は、上場銘柄、登録銘柄及び店頭管理銘柄並びに外国の発行会社が本邦において<u>特定の第三者に割り当てる会社法第 199 条第 1 項に規定する募集株式の発行等（以下、「第三者割当増資等」とします。）</u>を行う場合には、<u>当該第三者割当増資等が次に定める内容に沿って行われるよう要請する。また、当該第三者割当増資等の概要及び具体的な資金の使途を確認するよう努めるものとする。</u> 1. 払込金額は、<u>当該第三者割当増資等</u>に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に 0.9 を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる。 2. 会社法に基づき株主総会における特別決議を経て発行される場合は、<u>1. の限りではない。</u> （新 設）